

様式第2号（第5条関係）

「第3次熊本市生涯スポーツマスタープラン（素案）」に関する パブリックコメント等の結果について

令和7年（2025年）2月25日

スポーツ振興課

第3次熊本市生涯スポーツマスタープラン（素案）について、市民の皆様からご意見を募集したところ、下記のようなご意見をいただきました。ありがとうございました。なお、公表にあたっては、取りまとめの都合上、ご意見を案件ごとに集約させていただきました。

記

- | | |
|---|--|
| 1 意見募集期間 | 令和6年（2024年）12月23日～
令和7年（2025年）1月23日 |
| 2 意見募集結果の公表日 | 令和7年（2025年）2月25日 |
| 3 ご意見の提出状況 | ご意見を提出された方の人数 1名
ご意見の件数（まとまりごと） 6件 |
| 4 提出されたご意見と、それに対する本市の考え方 | ※いただいたご意見のうち主なものを要約し、別紙1に記載しています。 |
| (内訳) | |
| 【対応1（補足修正）】 | |
| ご意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの 1件 | |
| 【対応2（既記載）】 | |
| 既にご意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の記載をしているもの 1件 | |
| 【対応3（説明・理解）】 | |
| 市としての考えを説明し、ご理解いただくもの 1件 | |
| 【対応4（事業参考）】 | |
| 素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事として今後の参考とするもの 3件 | |
| 【対応5（その他）】 | |
| 素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの 0件 | |

5 意見募集結果資料の入手方法

熊本市ホームページに掲載、スポーツ振興課窓口、区役所総務企画課、まちづくりセンター（中央区まちづくりセンターを除く。）、中央公民館、中央区まちづくりセンター大江交流室、中央区まちづくりセンター五福交流室、河内まちづくりセンター河内交流室、河内まちづくりセンター芳野分室、城南まちづくりセンター城南交流室、総合保健福祉センター、各地域コミュニティセンター及び各指定管理のスポーツ施設（9施設）での閲覧。

お問い合わせ先

熊本市スポーツ振興課

担当：松井、下長

電話番号：328-2724

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
素案 12ページ	今後の高齢化の進展を考えると「高齢者のスポーツ機会の増加推進」が必要では。(健康寿命を延ばし、医療費軽減)	高齢者社会の中で高齢者のスポーツ機会の充実を図るため、「基本施策 1-2 スポーツにより健康とつながる」を掲げており、高齢者を対象とした健康づくりプログラムの実施など、高齢者に対するスポーツ機会の推進を図ってまいります。	対応2 (既記載)
素案 16ページ	高齢者や障がい者、外国人の利用（する、みる）促進のため施設整備（ユニバーサルデザイン）や障がい者の競技スポーツ利用可能な施設の整備が必要では。	年齢、性別、障がいの有無に関わらずスポーツに親しむことができるよう、「基本施策 3-1 だれもがスポーツに親しめる場をつくる」を掲げており、バリアフリー化や多言語対応など、だれもが安全安心に利用できる環境づくりに取り組んでまいります。	対応4 (事業参考)
素案 24ページ			
素案 40ページ			
素案 45ページ	「定期的に運動する機会を提供することで、心身の健康維持を強力に支援し、さらに健康寿命」とあるが、『定期的に運動する機会の提供や日常生活での健康づくりを推進する』（スポーツをする人の割合は限られるので、日常生活での意識向上が必要） 8行目「だれもが無理なく参加できる体制を整えます。」の後に『加えて、徒歩通勤や散歩など日常生活での健康増進活動を推進します。』（特にスポーツ行っていない多くの市民の健康のために競技スポーツ、軽スポーツに加え日常生活で体を動かすことが有効では。）	ご意見を踏まえ、日常生活での健康づくりの推進について記載します。	対応1 (補足修正)

素案 49ページ	<p>「競技等を通じてスポーツの楽しさを体験し、競技力の向上を図る」とあるが、そのためには競技スポーツとして障がい者が練習や試合が可能な施設の整備が必要。</p>	<p>年齢、性別、障がいの有無に関わらずスポーツに親しむことができるよう、「基本施策 3-1 だれもがスポーツに親しめる場をつくる」を掲げており、バリアフリー化や多言語対応など、だれもが安全安心に利用できる環境づくりに取り組んでまいります。</p>	対応4 (事業参考)
素案 53ページ	<p>「すべての人が楽しむことができる社会の実現を目指します。」とあるが、そのための施策展開において「社会生活基本調査」のデータなどを活用し市民ニーズの把握をし、施策に反映すべきではないか。</p>	<p>今回、市民アンケート調査やこどもアンケート調査を実施し計画の策定に取り組みました。ご提案につきましては、具体的な取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	対応4 (事業参考)
素案 60ページ	<p>「これにより、誰もがスポーツにアクセスできる社会の実現を目指します。」とありますが、『これにより、高齢者や障がい者も含めだれもがスポーツを「すること」「見ること」ができる社会』のような表現はできないか。(アクセスという表現は個々の捉え方が曖昧になると思われる。)</p>	<p>国「第3期スポーツ基本計画」の3つの新たな視点のひとつが「誰もがアクセスできる」とされており、「だれもがスポーツにアクセスできる社会の実現を目指します。」の記載は原案のままとさせていただきます。</p>	対応3 (説明・理解)